

倫理審査の流れ

本倫理審査は、1.助産師である、2.これから開始する人または人から取得する試料・情報を対象とした公表を前提として実施される研究等である、3.研究者の所属等の施設で倫理審査が受けられない（研究倫理審査委員会の設置がない等）、の上記すべてを満たす場合に申請が可能です。

ただし、法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究や特定臨床研究（未承認・適応外の医薬品等を用いる臨床研究、製薬企業等から資金提供を受けて実施する当該製薬企業等の医薬品等を用いる臨床研究）、治験（薬事承認を目的に実施する臨床試験）は対象外です。

